



市民の声を市政に反映

杉森ひろゆき

市議会議員 ニュース

杉森弘之後援会広報委員会発行
702号 2018年3月20日
 〒300-1235 牛久市刈谷町1-41-8
 TEL・Fax：870-0335
 携帯：090-5587-7693
 Mail：sugimori@max.hi-ho.ne.jp

原子力災害の広域避難協定

自治体の自立性問われる

第1回定例会一般質問 ①-B

杉森議員は3月7日、牛久市議会第1回定例会で、①原子力災害時における広域避難に関する協定、②介護保険制度と生活援助の改定、について一般質問した。今号では①のBを掲載する。

たった4回の協議で

【杉森議員の質問】今回は、このひたちなか市との協定の協議の経緯を質問します。いつ、だれの呼びかけで協議が始まったのか。これまで協議はどこで何度行われたのか、協議には双方のだれが参加していますか、質問します。

【市民部長の答弁】協定締結の協議については、ひたちなか市及び県原子力安全対策課からの要請により、2015年6月から2017年12月までに4回、土浦市役所や土浦合同庁舎、牛久市役所において実施しました。

ひたちなか市からは生活安全課長以下3名が、牛久市からは交通防災課長、危機管理監など4名が参加しています。

当事者が変更もできない？

【杉森議員の質問】次にこの協定案はどこで作成したのですか、また、この協定案は必要に応じて協定当事者が変更することができないのですか。

【市民部長の答弁】ひたちなか市が協定締結を予定している、当市を含めた14市町村の協定案は、ひたちなか市がすべて作成しています。

協定の内容については、14市町村で同様のものとなっており、牛久市独自で内容を変更

広域避難計画 根拠曖昧

本間源基ひたちなか市長、一問一答



－原発事故が発生して7年になるが、避難計画の策定はなかなか進まない

◆避難先も被災した場合や、道路が地震で崩れたり、大雪で通れなかったりする

ことも想定され、問題が山積している。もちろん実効性は大前提だが、そこを突き詰めると、策定には時間がかかる。

－避難計画を策定する責任は誰にあるのか

◆住民の命や生活に近いのは市町村長。策定自体の責任は市町村長にあると思っている。国や県が代わりにやってくれる雰囲気は感じられない。実効性を追求すると、実現不可能な部分がたくさん出てきて、その責任を取らなければならない。だから「近づかない方が無難」と思っているのだろう。心情的、物理的な距離もあり、責任を取ろうという覚悟を感じられない。…今の計画を実現可能かどうかという物差しに当てたら、相当評価は低いだろう。(毎日新聞 3/9)

することは非常に難しいと考えています。

再処理施設などは無視？

【杉森議員の質問】協定の「1、経緯」の中で、原子力災害について「東海第二原子力発電所において原子力災害が発生又は発生す



るおそれがある場合に」と限定しているわけですが、東海村の場合、原子力災害が発生又は発生する恐れのあるのは、東海第二原発だけではなく、**東海村には原発のほかに、もっと危険な再処理施設をはじめ、核燃料製造工場など多数の原子力関連施設**があります。そのため、東海村の原子力安全協定の中には、主要な4事業所をはじめ、すべての関連施設が含まれています。ちなみに、原子力災害対策特別措置法では、「原子力事業所」として、原発だけに限らず、「原子力事業者が原子炉の運転等を行う工場又は事業所をいう。」としています。

また、原子力損害の賠償に関する法律ではもっと詳しく、「**原子炉等の運転**」という表現を用い、その中には、一 原子炉の運転、二 加工、三 再処理、四 核燃料物質の使用、四の二 使用済燃料の貯蔵、五 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄、を挙げています。なぜ、東海第二原発だけに限定しているのかお聞きします。

国の指針だけで大丈夫?

【市民部長の答弁】平成24年10月に公布・施行された「原子力災害対策指針」により、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲として、実用発電用原子炉については、「**予防的防護措置を準備すべき地域**」である「PAZ」(5[㏎]圏内)、また、「**緊急時防護措置を準備すべき地域**」である「UPZ」(30[㏎]圏内)の区域が指定され、国の防災基本計画(原子力災害対策編)において、当該地域を含む地方公共団体はUPZ外への広域避

難計画を策定することとされています。

不履行の賠償責任は?

【杉森議員の質問】避難する自治体はUPZすなわち原発から30km圏内だけに限定していますが、**福島第一原発事故においても40kmを優に超えている川俣町なども避難指示区域**となっており、極めて不十分です。現実の原子力災害の場合、当然のこととして避難指示を受けなくても多数の住民が、市職員も含め自主的に避難する状況が想定されます。また東海第二原発等から約65kmの位置にある牛久市自身が避難指示を受ける場合も想定され、その場合、ひたちなか市の住民を受け入れることはできなくなりますが、協定の不履行による賠償責任は発生しませんか。

【市民部長の答弁】広域避難に関する協定書の第2条において、「甲は自らが被災するなど、正当な理由がある場合を除き」との記述により、**被災住民の避難を受け入れないことも想定**として可能となります。

牛久市が避難する事態は?

【杉森議員の質問】牛久市は、原子力災害が発生した場合、住民の生命と健康を守る自治体の責任として、**市独自の判断で避難することを住民に指示する必要**が生まれますが、牛久市はそのような事態を想定していますか。

【市民部長の答弁】広牛久市が避難する事態を想定しているのかのご質問ですが、東海第二原子力発電所において、原子力災害が発生した場合、牛久市までの距離は水平距離約70kmとされています。

牛久市は「屋内退避」?

予防的防護措置を準備すべき地域である「PAZ」(5[㏎]圏内)、また、緊急時防護措置を準備すべき地域である「UPZ」(30[㏎]圏内)の区域は、IAEA(国際原子力機関)の国際基準と同様の範囲で設定されており、牛久市はその区域外であります。また、牛久市はひたちなか市からの避難先として指定されていることから、現在のところ「屋内退避」での対応を想定しています。(つづく)